

## フランスにおける問題点と要望

| 区分              | 経由団体 | No  | 問題点           | 問題点内容   | 要望   | 準拠法   |
|-----------------|------|-----|---------------|---|--|---|
| 9 輸出入規制・関税・通関規制 | 時計協  | (1) | 輸入許可          | ・ワニ革の時計バンドを輸出する際には、日本でワシントン条約(CITES)に基づく輸出許可を取る必要があるのに加え、更に輸入業者が輸入許可を取る必要があり、時間と手間がかかる。<br>(継続)   | ・輸出側の許可だけで輸入できるようにして欲しい。   | ・ワシントン条約                                    |
|                 | 時計協  |     |               | ・ATAカルネを使ったサンプルの場合にはそのつどの輸出・輸入許可が必要である。<br>(継続)   | ・ATAカルネを使ったサンプルの場合にはそのつどの輸出・輸入許可を不要にして欲しい。   | ・ワシントン条約                                    |
| 16 雇用           | 日機輸  | (1) | 事業撤退に伴う補償費の負担 | ・事業あるいは企業撤退に際し、一定数の従業員を解雇する場合、事業所のある県からペナルティを要求される可能性がある。<br>問題点: 解雇に関する行政への補償費負担が投資・企業進出の足かせになっている。また、50人以上1000人以下の事業・企業の撤退の場合、補償費に関する判断が県の労働局に任されているため、補償額・内容が不明確である。<br>(内容・要望ともに変更)                       | ・撤退条件の緩和。<br>・補償額・内容の明確化、透明化。  | ・仏労働法L1233-87条                              |
|                 | 日機輸  | (2) | 事業譲渡に伴う雇用継続義務 | ・事業譲渡を行う法人の従業員を、事業譲受する法人が継続雇用する義務があるため、生産性の高いオペレーションの提供、投資および外国企業進出の足かせになっている。<br>(継続)  | ・TUPE 撤廃。<br>・条件の緩和。   |   |
|                 | 日機輸  | (3) | 柔軟ではない雇用環境    | ・柔軟ではない雇用契約、限定的にしか許容されない有限雇用、雇用主負担の増大等、制約が多かったが、少しずつながら改善してきている。<br>企業の経済的理由(部門縮小等)による解雇はこれまで困難だったが、マクロン政権下の改正労働法により更に柔軟な雇用環境の創出を期待したい。   | ・改正労働法等による改善策、解釈の法制化。  |   |
| 17 知的財産制度運用     | 日機輸  | (1) | 私的複製補償金制度     | ・補償金制度の受益者が料率表を決定するという不公平な制度になっているため、常に事業者にとって不利な料率表が一方的に決定されている。<br>また補償金収入の25%が文化振興に使用されていることから、政府も受益者として不正な補償金制度を支持している。それに加え、現行料率表は法的疑義のあるものであるため、事業者は法的安定性・公平性に欠く状況の中で対象製品の企画販売及び補償金の支払を強いられている。<br>(継続) | ・制度趣旨及び製造者の意向も十分に反映した公平な制度運用をすべきである。<br>・また、補償金を文化振興のために使用することはディレクティブ違反であるのでやめるべきである。 | ・知的所有権法典に関する1992年7月1日の法律(法律第92-597号)第311の5条 |
| 22 環境問題・廃棄物処理問題 | 日機輸  | (1) | 環境問題・廃棄物処理問題  | ・反計画的陳腐化法は、企業が意図的に製品の寿命を短くし(まだ使用できる製品の代わりに)新製品を購入させることを禁止する法律で、資源の有効利用、環境保全の趣旨は理解できるが、他方、技術革新によるユーザーへの便宜提供という企業努力を阻害する。   | ・法執行のモニター、行き過ぎの場合の政府からの抗議。   | ・反計画的陳腐化法                                   |

経由団体: 各個社の意見がどの団体を経由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。